

(別添) 意見の概要と市の考え方

※全般的に個別施策に関する要望を多数いただきました。2つの条例は、施策を行う上で基本的方針を定めるものであり、施策の具体的な内容については、条例をふまえて検討していきます。ご意見が直接条文の修正に関わらない内容については「原案のとおり」としてしています。

No.	意見の内容（一部要約）	意見に対する市の考え方
①全般（2つの条例（案））に関すること		
1	<p>坂出市手話言語条例は、普段の生活の中で必要な情報を得ることができるようにするために施行してほしいと願います。市民だけでなく、市外から観光で訪れてくる人の中に、聞こえない人、聞こえにくい人もいます。公共施設はもちろん、JR、ホテル、観光施設…とあらゆる場で、目で見て分かる情報をつけてほしい。聞こえる皆さんと同じ情報を得られる社会のためにも願います。</p>	<p>障がいのある人の情報保障およびコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）中、事業者の役割では「基本理念に対する理解を深め、その事業活動において、障がいのある人もない人も円滑に情報が取得でき、安心してコミュニケーション手段を選択し、かつ、利用できるようにするために合理的配慮を行うよう努めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努める」こととしています。</p> <p>本市といたしましては、施策推進の中で、情報取得およびコミュニケーションの保障について、市民および事業者の理解を深めるための取り組みも進めてまいりたいと考えております。</p>
2	<p>当事者でないとわからないことが多くあるはずで、もちろん市長が必要と認める施策の推進はいいが、実際に改善を求めている人々、支えている人々、さらには全く関わりを持ったことがない人々も含め、意見を求めることがみんなの未来へ続く施策になると考える。今回のパブリックコメントから始まる「これからの坂出」に期待するとともに、市民として積極的に行動したい。</p>	<p>障がいのある人の情報保障およびコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）では、障がい者の情報保障およびコミュニケーション手段の利用促進に関する基本的事項を定め、具体的施策については、当事者を含めた関係者のご意見をいただきながら進めていくものとしておりますので、今後とも関係各位と連携しながら、必要な施策の推進に努めてまいります。</p>

② (仮称) 坂出市手話言語条例 (案) に関すること		
3	<p>いつでも、どこでも手話でコミュニケーションができることを当たり前と考えないとよいのではないか。まずは、公共機関・施設・交通機関への手話通訳の設置から始め、特に生命にかかわる総合病院や警察・消防へは早急な対応を要する。</p> <p>また、坂出市役所の手話通訳は隔日だと思うが、市役所が開いているときは毎日手話でコミュニケーションができて当たり前。</p>	<p>手話言語条例(案)中、「手話に対する理解の促進および手話の普及は、手話が言語であるという認識のもと、手話に対する理解を深め、ろう者とろう者以外の者との手話による円滑な意思の疎通を図り、すべての人がお互いに人格および個性を尊重し合うことを基本理念として行うもの」としております。</p> <p>本市といたしましては、施策推進の中で、ろう者の協力も得ながら、まずは市民および事業者の理解を深めるための取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、「市職員に手話通訳ができる人を…」とのご意見でございますが、「手話に対する理解および手話の普及を図るための施策」などを検討する上での貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。</p>
4	<p>市職員に手話通訳ができる人をふやしてほしい(窓口, 病院, 消防など)。常時手話通訳者を設置してほしい。</p>	<p>なお、ご承知のとおり、ふくし課に手話通訳者を配置し、月・水・金曜日の週3回、市役所の窓口などにおける相談や手続等を支援しております。手話通訳者がいない火・木曜日に関しましても、他課の手話通訳有資格者に協力を仰ぐことで、一定の手話通訳の支援が可能と考えておりますので、お困りの際には、いつでもふくし課へご相談いただければと存じます。</p>

5	<p>積極的に幼児期など早くから慣れ親しむのが自然に関心を持って、理解しやすいと思う。また、それぞれの年代や場面で手話に触れることで理解も深まる。そのためにも、学校だけでなく、生活のあらゆる場面で手話コミュニケーションが可能になれば、多くの人々に見える機会ができるのでいいと思う。早期英語教育を参考にするのも1つの案。例えば、実際に手話を使う人が教える立場になることも可能ではないか。</p> <p>私が通った小学校には手話を使う生徒もいて、「聞こえの教室」という特別な教室の授業があった。確か聞こえる生徒も数人ずつ体験授業を受けた気もするし、そこで聞こえない人や手話に興味を持った。</p>	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。</p> <p>「手話を学ぶ機会の確保に関する施策」などに関する貴重なご意見として、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
6	<p>ろう者（手話を母語とする者）が坂出市民として安全・安心に生きるために必要な情報を適切に得ることができるように、また適切な情報を得て自分の意思で判断し、自らの生き方を選択・決定していく権利が守れるよう願います。</p>	<p>手話言語条例（案）中、「手話に対する理解の促進および手話の普及は、手話が言語であるという認識のもと、手話に対する理解を深め、ろう者とろう者以外の者との手話による円滑な意思疎通を図り、すべての人がお互いに人格および個性を尊重し合うことを基本理念として行うもの」としております。</p> <p>また、市の責務として、「基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を普及し、ろう者があらゆる場面で手話による円滑な意思疎通を図ることができ、自立した日常生活および地域における社会参加がしやすい環境を整備するため、必要な施策を講ずる」こととしており、本市といたしましては、施策推進の中で取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p>
7	<p>施策を検討する場合は、ろう者、手話サークル、手話に関わる人たちから広く意見を聞いてほしい。</p>	<p>本市の障がい者施策を総合的に推進していくための計画である「坂出市障がい者福祉計画」との整合性を図りつつ、関係課と連携しながら推進していくこと、また、市が手話に関する施策の推進に当たっては、必要に応じ、ろう者、手話通訳者その他の関</p>

		係者から意見を頂戴したいと考えております。
8	坂出市民が手話に接する機会を増やしてほしい。(自治会, 老人会, 婦人会, 子ども会, 学校, 保育所, 幼稚園, 図書館, 美術館他各課イベント・講演会等に手話通訳をつける。市出前講座に「手話について」を加えるなど)	貴重なご意見, ありがとうございます。 「手話を学ぶ機会の確保に関する施策」などに関する貴重なご意見として, 今後の施策の参考にさせていただきます。
③ (仮称) 坂出市障がいのある人の情報保障およびコミュニケーション手段の利用促進に関する条例 (案) に関すること		
9	障がい者だけでなく, 高齢になって耳が聞こえにくくなっているかたも情報弱者です。障がいのある人のみと限定せず, すべての人にコミュニケーションが通じるよう配慮をお願いします。	条例では, 障がい者の情報保障およびコミュニケーション手段の利用促進に関する基本的事項を定め, 具体的施策については, 当事者を含めた関係者のご意見をいただきながら進めていくものとしております。その一方で, 障がい者への合理的配慮は, 子どもや高齢者, 外国人など情報弱者となりやすいかたがたへの配慮と行政サービスの向上につながると考えており, その点につきましては, 施策推進の中で関係各課との連携にも努めてまいりたいと考えております。
10	聴覚障がいは情報を得られにくい障がいであり, デジタル社会において情報格差がさらに広がることを心配している。	
11	健常者の中で過ごしている難聴者として, 場の雰囲気壊したくなく, 聞こえたふりをすることがあります。情報不足で失敗や困ったことが多々あります。見た目ではわかりにくいので, 「目に見えない障がい」と言われる, そのことから理解されづらい障がいともいえます。	貴重なご意見, ありがとうございます。 市広報令和4年5月号の「障がい福祉通信」では, 「目に見えない障がい」について取り上げましたが, 障がい者には障がいを認識されないつらさという別の悩みがあります。そのためには, 障がい特性についてたくさんのかたに知っていただくことが重要であると考えており, 今後とも, 機会を捉えて障がいの理解促進に向けた施策に取り組んでまいります。
12	生まれながらに障がいを持つ人だけでなく, 誰しも病気・事故, または加齢により, 聞こえにくい, 見えにくい, 動きにくいなど支援を必要とする可能性がある。聞こえること, 日本語が分かることが当たり前ではないことに思いを寄せて進めることが多くの人々の理解も得やすいと思える。多様な人々が共に	

	暮らしているため、手話、要約筆記、点字、触手話、やさしい日本語など多様な意思疎通方法があるのが当たり前。	
13	情報コミュニケーション条例を検討するに当たっては、障がいの特性によって伝達ツールは大きく変わってくるということを理解していただきたいと思います。「『障がいの特性に応じた』コミュニケーション手段」による意思疎通の支援というのが必要だと思います。	ご意見のとおりであり、条例中でも各所でその重要性を明記しており、当事者や関係者のご意見を今後ともお聞きしつつ、障がい特性に応じたコミュニケーションに関する施策を展開してまいります。
14	「障がいのある人もない人も」ではなく、「すべての人が安心してコミュニケーション手段を利用できる環境整備」とするべきでないでしょうか。	条例では、「すべての市民がお互いの理解を深め、自分らしく、みんなで助け合うあたたかい地域共生社会を実現するため、この条例を制定する」としており、すべての市民等が、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有していることを基本として認識した上で、互いの多様なコミュニケーションを尊重すること、障がいのある人が情報を得て、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を選び、利用していくことが、条例の目的達成に重要であるとの考えに基づいて規定しています。
15	条例に、音声認識など情報通信機器を使ったコミュニケーションも付け加えてほしいです。そして、市の施設や市の催し物等に積極的にこれらのコミュニケーション手段を利用して周知してください。期待しています。	条例中、定義で「コミュニケーション手段」として列挙しているのは一部を例示したものであり、将来的な技術革新により新たなコミュニケーション手段となり得るあらゆるものも含め、障がいの特性に応じて利用される意思等の伝達手段と認識しております。
16	今後のA Iの進歩などを考えると、コミュニケーション手段に音声文字変換アプリなど情報機器の積極的な活用をお願いしたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・坂出市の広報番組に手話通訳や字幕表示をつけてほしい。 ・新しく建設される市の施設にヒアリングループを整備。 ・救急車内にコミュニケーションボードを配備 	本市としましては、条例の基本理念に則り、施策の総合的推進を図るとともに、庁内各課も含め、市民や事業者に対する障がい者の情報保障等についての理解促進のための環境整備およびその周知に努めてまいりたいと考えております。

17	<p>市ふくし課窓口等に補聴支援機器（コミュニケーションなど）を配備していても、その便利な機器があることを市民はほとんど知らないのを使いたいとの申し出がない。障害者手帳の有無にかかわらず、職員が「こんな便利な機械がありますよ」と障がい者にアドバイスができるよう、一人一人の職員が市民に啓発していくという意識を持ってほしい。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> ※No. 15, 16 の回答と同じ。 </div>
④その他		
18	<p>「手話は言語であること」を大前提とする手話言語条例に関する意見集約にもかかわらず、提出方法に手話（動画や対面）がないのはなぜか。残念でならない。</p>	<p>一般的なパブリックコメントの方式と同様の方法を採用したため、対面等の表示はございませんでした。今後、当方で当事者を含めた意見集約を行う際には、周知も含めた方法について検討いたします。</p>
19	<p>手話言語条例と一緒に審議するのではなく、情報コミュニケーション条例は、それとは別にし、もう少し時間を取って、本当の意味で障がい者も適応できる条例にしてほしいと思います。身体・知的・精神の3障がい、発達障がい（精神の中に含まないで）の意見をきちんと聞いた上での条例決定としていただきたい。あまりに早急に決まってしまうことに一抹の不安がぬぐい切れません。手話言語条例を先発で、情報コミュニケーション条例は、もう少し意見を出し合い審議した上で決定してほしいと思います。</p>	<p>協議会自体は1回の開催でありましたが、条例制定が終わりではなく、坂出市の障がい者施策を総合的に推進していくための計画である「坂出市障がい者福祉計画」との整合性を図りつつ、関係課と連携しながら今後も推進していく予定であり、市が多様なコミュニケーションの利用に関する施策の推進に当たっては、必要に応じ、当事者を含むさまざまな関係者から意見をお聞きしながら今後検討していくものと考えております。</p> <p>なお、条文中、「障がいのある人」の定義において、「身体障がい、知的障がい、<u>精神障がい（発達障がいを含む。）</u>、難病を原因とする障がいその他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）」と表現していた部分につきまして、ご意見の内容を尊重し、「<u>身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい</u>、難病を原因とする障がいその他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）」と変更いたします。</p>